

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成22年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成21年10月27日付鳥取県告示第656号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

吉田良藏	鳥取市鹿野町末用字鬼入道2211
乾一夫	鳥取市鹿野町末用字毛無山2226の1
〃	鳥取市鹿野町末用字毛無山2227
乾信夫	鳥取市鹿野町末用字毛無山2230
大畑春子	鳥取市鹿野町末用字毛無山2232の18
乾一夫	鳥取市鹿野町末用字毛無山2232の34
乾善法	鳥取市鹿野町末用字毛無山2232の48
〃	鳥取市鹿野町末用字毛無山2232の49
前根稔	鳥取市鹿野町末用字毛無山2232の54
〃	鳥取市鹿野町末用字毛無山2232の55
山本正志	鳥取市鹿野町末用字毛無山2232の62
乾善法	鳥取市鹿野町末用字毛無山2232の63
小谷清野	鳥取市鹿野町末用字露谷2243の55
乾善法	鳥取市鹿野町末用字露谷口2247
山本恒夫	鳥取市鹿野町末用字山神東平2249の1
吉田良藏	鳥取市鹿野町末用字山神東平2265
稲垣清明	鳥取市鹿野町末用字山神西平一2275
〃	鳥取市鹿野町末用字山神西平一2276
乾宇恵男	鳥取市鹿野町末用字山神西平二2277
河合浩	鳥取市鹿野町末用字山神西平二2281の2
石黒房雄	〃
村上快一	〃
村上昭一	〃
村上常夫	〃
渡辺利徳	〃
乾善法	鳥取市鹿野町末用字山神西平二2281の3
吉田富三	鳥取市鹿野町末用字山神西平二2284
河合浩	鳥取市鹿野町末用字山神西平二2285

石黒房雄	〃
村上快一	〃
村上昭一	〃
村上常夫	〃
渡辺利徳	〃
安富寛兵衛	鳥取市鹿野町水谷字深谷988の1
小畑生産森林組合	鳥取市鹿野町水谷字深谷994の1
〃	鳥取市鹿野町水谷字深谷995
佐々木與三郎	鳥取市鹿野町水谷字稗山1025
松田喜平	〃
大上秀蔵	鳥取市鹿野町水谷字稗山1026
川瀬保男	鳥取市鹿野町水谷字平岩1035の7
小畑生産森林組合	鳥取市鹿野町水谷字茗荷谷1097の1（次の図に示す部分に限る。）
〃	鳥取市鹿野町水谷字茗荷谷1098
〃	鳥取市鹿野町水谷字茗荷谷1099
〃	鳥取市鹿野町水谷字ず里の谷東平1101の1（次の図に示す部分に限る。）
細井武義	鳥取市鹿野町水谷字ず里の谷東平1101の2（次の図に示す部分に限る。）
小畑生産森林組合	鳥取市鹿野町水谷字ず里の谷東平1102
〃	鳥取市鹿野町水谷字ず里の谷東平1103
坂本信治	鳥取市鹿野町水谷字ず里の谷東平1108
〃	鳥取市鹿野町水谷字ず里の谷東平1109
安富寛兵衛	鳥取市鹿野町水谷字坂ノ上西平1143
小畑生産森林組合	鳥取市鹿野町水谷字岩見谷1189の4

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業総室